

# 地域における青少年の芸術文化活動に関する研究

梨本 加菜（児童学科・教授）

## 1. 研究の概要

### (1) 研究の目的・課題認識

本研究は青少年の芸術文化活動の現状の把握と、諸活動を主に社会教育に関わる施設・事業や基礎自治体で支える方策の検討を試みる。今日の青少年が行う芸術文化活動はどのような内容・方法か。やりたい活動と実際の活動の齟齬はあるか。学校や社会での生活、また将来展望の中で諸活動がどのように位置付くか。活動や「思い」を支える施設・事業は何が有効で、どこに課題があるか。このような事項の把握と考察を目的とする。

2017年に文化芸術基本法が、その翌年は「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定された。2019年は「子供の貧困対策に関する大綱」が改訂され、「多様な体験活動の機会の提供」が教育支援の重点施策に盛り込まれた。このように国と自治体による芸術文化と体験活動の振興に向けた取り組みを進められるが、はたしてあらゆる青少年が芸術文化活動に主体的・創造的・日常的に関わる教育環境は豊かになっているか。

本研究の出発点には子どもの学習機会、特に芸術文化活動が、家庭や地域の経済的・文化的背景により左右される傾向への懸念がある。折しも本報告の執筆中に、国が隔年で実施する「子供の学習費調査」の2018年度の調査結果が公表された。学校教育費や補助学習費に加え、学校外の芸術文化活動に子どもの保護者が支払う経費は、公立校か私立校か、また世帯の所得や地域の人口規模等により、義務教育段階でさえ差が露わである。

国の学習費調査の「芸術文化活動」はピアノ、舞踏、絵画等の習い事や、芸術鑑賞、楽器演奏、演劇等を指す。また「教養・その他」は習字、そろばん、外国語会話等の習い事と、一般図書・雑誌の購読、博物館・図書館訪問等がある。この分類を参酌し、本研究で扱う芸術文化活動は、いわゆる高級芸術に限らず、日常生活の中で経費をかけず嗜む活動も含める。同時に電子メディア利活用を加味し、今日的・萌芽的な活動も捉えたい。

### (2) 研究の構成・計画と基礎研究

本研究は次の四分野の構成とした。第一は、文献研究と集会参加による基礎研究である。第二は青少年の芸術文化活動の実際について現状把握を試みる。第三は、就労支援を含めた福祉に関わる取り組みに視野を広げる。第四は、教育行政の視点から社会教育施設での実践を見ていく。来年度は四分野の補遺に加え、第五として二カ年の総括を行う計画である。今年度は、第一として文献研究を行い、2019年6、11月に次の集会に参加した。

(a) 日本社会教育学会六月集会 ラウンドテーブル③「障害者と社会教育をめぐる話題提供」於・東京大学・・・文部科学省の有識者会議が2019年3月に出した「障害者の生涯学習の推進方策について（報告）」をふまえ、多様な学習者が学ぶ意味での「障害者の生涯学習」の概念整理、地域・経済・世代での差の拡大による市町村施策のモデル構築、非言語的な学習も含む「学習の場」と居場所、余暇の保障、当事者性の問題等が報告・協議

された。なお本研究として、2020年春の同学会研究会に参加予定である。

(b) 美術と教育全国リサーチプロジェクト：幼稚園から大学まで美術教育の流れを体感する展覧会 ラウンドテーブル②「いま、図工・美術で何が学べるか？」於・東京藝術大学・・・小学校低学年までは図工や造形が好きでも高学年以降は「いい絵」が求められ美術や表現に苦手意識を持つ傾向、「絵がうまい人」が教員になりづらい美術教育と教員養成の課題、自分を表現し他者と人間関係を築くスキルとしての意義、学習指導要領改訂をふまえた教科横断型の授業づくり、STEAM教育の可能性等が報告・協議された。

(c) 日本文化政策学会シンポジウム「博物館政策のこれから」於・東京大学・・・文化芸術基本法制定後に文化庁の機能強化と文化審議会内の博物館部会設置、「博物館を中核とした文化クラスター形成」事業等が展開されている。文化芸術基本法と文化財保護法、また社会教育法・博物館法の鼎立状況、指定管理者や独立行政法人等の制度の活用、文化クラスター事業の成果、大学での学芸員養成の課題等が報告・協議された。

これらの知見を当初の課題認識<sup>1)</sup>に加え、次の2-4を行った。特に2では、横浜市子ども青少年局青少年育成課の林昴輝氏（2018年度まで）と中川勝彦係長、横浜総合高等学校校長・小市聡先生、よこはまユース事業企画課の高橋勇一係長と尾崎万里奈氏を始めとする皆さまの協力を得た。この場を借りて心よりお礼を申し上げたい。なお、本研究は本学の倫理審査を受け（鎌倫-18016）、2（1）は2種の承認を得た（鎌倫-19004、19007）。

## 2. 横浜における青少年の芸術文化活動の現状把握

### (1) 横浜の青少年施設・事業における実態調査

本研究の第二として、横浜市こども青少年局青少年育成課及び公益財団法人よこはまユースの協力を得て、青少年の活動の現状把握を試みた。同法人が運営する青少年交流・活動支援スペース（さくらリビング）と、横浜市立横浜総合高等学校校内居場所カフェ（ようこそカフェ）にて、2019年3-7月に打合せを行い、6-9月に高校生等8名に事前の説明を含め一人当たり1時間程度、調査票を併用したヒアリングを行い、次の回答を得た。

- ほとんどが家族・友人、学校の授業・部活により活動を知った・始めた。高校の音楽等の科目や、総合学科のユニークな科目を契機とする者が複数いる。
- ほとんどが音楽やダンス、スポーツ等を行っている。電子メディアによる動画等の視聴の他、コンテンツ制作・発信をする者もいる。
- ほとんどが演奏や音楽鑑賞、バスケ等の実践・観戦を行いたいと答えたが、機会が無い、費用が高額等で十分にできない。学校や友人の公演・試合等に行く者は複数いる。
- 他校生徒や異世代と関わって芸術文化活動を行う・行いたいと答えた者は複数いる。他校生徒や異世代とのライブや、コンテンツ開発を行う者もいる。
- 電子メディアを活用して文学作品の創作・投稿を行う者、文豪が題材のゲームやライブの影響で様々な文学作品の鑑賞を行う者がいる。
- 美術鑑賞や美術館訪問を行う・行いたいと答えた者は少ない。書道やゲームに関連した制作を行う者、字体（フォント）の収集を行う者等がいる。
- 海外の文化や交流に関心を持ち、語学学習や旅行、留学を考える者は複数いる。テーブルスポーツで世界大会に参加した者もいる。
- ほとんどが自らの芸術文化活動を学校生活の中にイメージし、将来も現在行う活動を

継続させたいと考えている。一方で、将来の仕事と社会生活を芸術文化活動と合致させてイメージする者と、双方を別と考える者に分かれた。

- ほとんどが施設・事業を同級生や部活仲間と複数回訪れ、一緒に活動を行い、施設のイベントの参加者は少ない。さくらリビングの青少年委員は他校生徒と交流し、新しい活動を知り、活動を自ら組織する場となっている。
- ほとんどが施設で自由な活動ができると答えた。さくらリビングはダンスや打合せ等はできるが、バスケ等のスポーツや器楽演奏を気軽に行いたい者もいる。
- ほとんどが施設のスタッフに気軽に話せる・話したいと答えた。美術や音楽、電子メディア等に関する専門的な話ができないと考える者もいる。

この他、よこはまユースが実施する調査の研究協力者として類似した調査を9月-11月に行い、調査結果の総括を同法人発行の機関誌に掲載させていただくこととなった。

## (2) 横浜の青少年の地域活動拠点における現状把握

横浜市は、18行政区のうちいずれも社会教育施設の公民館や児童福祉法上の児童厚生施設を持たない独自の仕組みを築いている<sup>2)</sup>。同市のこども青少年局青少年育成課は青少年の居場所や活動の場の提供に取り組んでおり、本稿2(1)の調査を行ったさくらリビングは、2016年の青少年交流センター（ふりーふらっと野毛山）廃止の翌年に「青少年の交流・活動支援」事業として開設されている。また同課の「青少年の地域活動拠点づくり」事業として、2019年度現在は6行政区の6か所に整備され、運営する民間事業者や地域の特性を活かした活動が展開されている。2019年10、12月に、次の見学を行った。

(a) 磯子区青少年の地域活動拠点「イソカツ」・・・運営者は特定非営利活動法人コロンブスアカデミーで、事務局長の福島恭子氏にお話をうかがった。生きづらさを抱える子ども・若者の支援を行う同法人は、横浜美術館との連携を続けている。中高生の居場所として2017年に開設したイソカツは区役所隣の好立地にあり、子どもの芸術文化活動と交流の機会を重視している。2019年2月に磯子区民文化センター杉田劇場ギャラリーで美術展を開催し、横浜美術館の他、近隣の高校美術科や美術教室、大学ゼミ等の協力を得た。2020年2-3月は第2回の美術展を企画し、事前の活動として横浜美術館のスタッフと検討して子どもとボランティアによるコラージュの手法を活かした共同制作を行う。この他、杉田劇場と共催で、年3回ほど制作のワーク（ちょこっとカフェ）を開いている。なお本研究は、2020年春に関係者を対象にしたヒアリングを行う。

(b) 栄区青少年の地域活動拠点「フレンズ☆SAKAE」・・・2019年12月に栄区民文化センターリスにて開催された「ティーンズクリエイション展2019（Wakamono Arts Festival）」を見学した。昨年度と同様に「フレンズ☆SAKAE」（運営：社会福祉法人地域サポート虹）と市民団体「さかえ de つながるアート」等との共催で、前年は大学生による任意団体（SAKAE NEXT PROJECT）として関わった社会人も組織委員会に加わった。主に中高生の絵画、工芸、小説等の作品を展示し、今回は特別支援学校も参加した。会期中はレゲエ歌手のワークショップや、エレクトーンの自由演奏も行われた。

以上のように横浜市は民間事業者等と連携・協力して居場所事業や活動支援を展開している。他にも市民局地域支援課が所管する地区センターや健康福祉局地域支援課の地域ケアプラザ等が関連事業を行っており、今後は部局をまたいで見ていく必要がある。

### 3. 福祉に関わる施設・事業と青少年の芸術文化活動

#### (1) 高校内居場所カフェ

経済面や学習面で困難を抱える生徒の相談・支援を民間事業者と連携して行う「高校内居場所カフェ」の取り組みは、放課後の文化的な環境づくりとしても注目される。先駆けとなった大阪府立高校に注目し、2019年9月に見学、12月に集会参加を行った。

(a) 大阪府立西成高等学校内「となりカフェ」(大阪府大阪市)・・・運営団体は一般社団法人 Office ドーナツトークで、スタッフの奥田紗穂氏、校長・山田勝治先生、指導教諭・森ゆみ子先生に事前にお話をうかがった。年間45日を上限に週2日ほど放課後と昼休みに開かれ、生徒の登校を促せるよう「朝カフェ」も始めた。校舎2階奥の角部屋で、エアコンは無いが風通しは良い。普通教室の半分の空間にソファや丸テーブル等が置かれ、グループや一人等の座り方まで考慮される。開店の合図となる看板を出すと生徒が続々訪れ、談話やボードゲーム等をして自由に過ごしている。カウンターで無料で2杯まで飲み物が注文でき、スタッフや教員養成系大学の学生が生徒と軽快に話してサーブする。カウンターでは菓子も出す。常連も含め、全員に名前とオーダーを聞くことで、記録に加え生徒とのコミュニケーションに役立てられる。季節感や一般的な行事、食べ物を示すことが意識され、見学日は夏祭りの雰囲気 연출し、無償で貸与された機械でかき氷を作り好評であった。PCからBGMが流れるコーナーがあり、生徒数名がギターに触っている。壁面は生徒が制作した色鮮やかなタペストリーが飾られている。

(b) 国立市公民館青年室青年講座「高校にある「居場所カフェ」とは? : 社会の生きづらさと若者への寄り添い型支援」於・NHK学園高等学校・・・2012年のとなりカフェ設置を手がけ、徳島での開設も進める Office ドーナツトークの辻田梨沙氏が、設置経緯と事業展望を語った。高校生の中退率と引きこもりの長期化に危機感を持ち、内閣府の派遣事業で見学したドイツの青少年施設内カフェを参考に、子どもが「憧れ」をもてる文化的環境を提供したいと考えたとのことである。開設当初はエプロンを着けたスタッフがグラスでサーブし、大学院生が参加して子どもが「大学」を知る契機とした。10代への施策は急務で「お金と人手と手間がかかる」という認識を社会全体が持つ必要を訴えられた。講座当日は国立市公民館内喫茶の実践も紹介され、「カフェであることの強み」が語られた。

#### (2) 障害福祉や就労支援に関わる施設・事業

就労支援を含む福祉の領域での芸術文化活動が注目を集めている。いわゆる障害者アートの草分けとして知られる福祉施設を2019年6月に見学し、10、12月に集会に参加した。

(a) Good Job! センター香芝(奈良県香芝市)・・・センター長の森下静香氏にお話をうかがった。本センターは社会福祉法人わたぼうしの会が、2017年に障害のある人の仕事の創出を主要な目的に開設した。自然光の入る吹き抜けの広い空間で工房とカフェ等が入る南館と、天井が低めで制作に集中できるアトリエのある北館があり、什器に至るまでデザイン性が高い。自由な発想とクリエイティブな感覚を体現した「仕切りがフリー、オープン」な建物である。就労継続支援A型から生活介護まで全4種を行う珍しい事業形態で、合計40名の定員を柔軟性をもって差配する。障害のある作家の作品は高く評価され、クリエイターや企業等と連携した制作や全国での展示が注目されるが、入所時に制作実績や才能等での選抜は行わず「週3日来られること」を受け入れの基準とする。特別支援学校高

等部の実習生も「5日間来られるか」を重視し、月1回説明会を行い、希望があれば体験実習を経て受け入れる。障害の特性等から安定した来所が困難な者もあり、カフェ担当の希望者もいる。張り子の型どりも3Dプリンターを活用する等、過度に高度で単調な工程を強わず、自由な創意が活かされる工夫をしている。利用者のコミュニケーションや交流を目的とした講座「コミュニカレッジ」は新聞4誌を読み比べるワークショップやグループホーム見学等を行う。

(b) 特定非営利活動法人 ST スポット横浜「障害福祉と文化芸術の関わりを考える勉強会 第2回 障害のある人との向き合い方：合理的配慮って？」・・・内閣府障害者差別解消法アドバイザーを務める平塚市福祉総務課の又村あおい氏が、2016年施行の障害者差別解消法をふまえた文化芸術分野の事業の特性と留意点、可能性を語った。同法は指定管理者等も対象となり、行政・事業者、当事者を対象とした事例やアイデアの収集・提供の必要性と、同法で定める「地域協議会」の有効性が示された。なお本研究では、2020年春に障害のある人と文化芸術の関わりに関する同法人の集会の参加を予定している。

(c) K2インターナショナルグループ「ユースサポートフェスティバル」於・ライブボックスM6・・・K2は生きづらさを抱える若者の支援を行っており、本稿2(2)で見たイソカツを運営するグループである。本フォーラムは同グループの韓国の拠点を含めた日韓の利用者と関係者が集まった。本フォーラムのテーマの一つは「文化芸術」で、ソウル文化財団のキム・ジョンフィ代表のトーク「生きづらさを抱えた若者とアートの可能性」では、若者がアートをとおして尊敬及び評価され、他者と共に表現したいと思うようになる意義が語られた。分科会は「生きづらさと表現」を考えるワークショップが行われ、動画制作や服飾等への関心や実践が語られた。第二部は、引きこもり等の当事者がプロのレッスンを受けてキャストやスタッフとして参加するミュージカル「ジーザス・クライスト・スーパースター」が上演された。本公演は公益財団法人横浜市芸術文化振興財団の芸術創造特別支援事業リーディング・プログラムに採択された。観光客でにぎわう新港中央広場の野外ステージで、日韓の若者が本格的なダンスと歌唱を披露した。

#### 4. 社会教育施設と青少年の芸術文化活動

##### (1) 科学系博物館・水族館等での手話による解説

多くの博物館において聴覚障害者や難聴者への対応は希薄とされる。2019年12月に次の集会に参加し、手話による解説の現状と課題の理解を深めた。

(a) 「博物館の手話ガイド育成支援プロジェクト報告会」於・筑波技術大学・・・プロジェクト代表は障害者の情報アクセシビリティに詳しい筑波技術大学教授・生天目美紀氏である。2020年4-6月に150万円の寄付を集めて科学系博物館での手話ガイド育成が取り組まれ、アクアワールド茨城県大洗水族館と千葉市科学館、国立科学博物館での成果が報告された。ガイドは希望者制で、科学や手話の知識・技能や専門性を必須としない。国立科学博物館では聴覚障害者の学生が研修を受け、シナリオを作成して聾学校の生徒に展示や学校プログラムのガイドを行った。報告会全体では科学原理を手話や指文字で解説する困難さやiPad活用の有用性、手話ガイド普及に向けた人材や理解、資金の不足が語られた。

## (2) 美術館における美術鑑賞・ワークショップの試み

美術館利用に関しても4(1)と類似した課題があり、2020年1月に「美術と手話プロジェクト」(代表:西岡克浩氏)による水戸芸術館での鑑賞ツアーを見学予定である。また障害の有無に関わらず、青少年の博物館利用の促進は課題である。特に2020年春以降は、横浜美術館が行う中高生対象のプログラムと、2(2)と3(2)で触れた若者支援を行う団体へのアウトリーチ事業を見ていく。並行して障害のある作家や施設関係者等へのヒアリングを続け、青少年が芸術文化活動を充実させるための所見をうかがう予定である。

## 5. 中間報告のまとめと次年度の展望

今年度の研究をふまえ、青少年の芸術文化活動に関し次の三点をまとめておきたい。

第一は、教育行政や青少年担当部局の他、福祉行政の部局や民間事業者との連携・協力の必要である。特に10代対象の学校外施設・事業は元々が手薄な上、社会教育施設の指定管理者制度導入や首長部局への移管が行われ、指導系職員が不足する一方で、新規で複雑な制度や事業が次々に生まれている。市町村に加え都道府県レベルで事例や法制度、助成等に関する情報提供や助言ができる仕組みの構築が望ましい。一過性の事業に矮小化されない、青少年に不可欠な組織的な学習活動としての認識と条件整備が求められる。

第二は、多くの10代にとり学校の授業や部活が、芸術文化の導入となっている点である。特に高校の専門性の高い選択科目や、体験型、教科横断型の学習内容が契機となり得る。また器楽演奏、歌唱やスポーツは、多くの10代が日頃より嗜み、または行いたいと考える。高校や高等部での活動を継続・発展させる機会と、高校等の機会を逸した場合の学校外の場・機会の保障は切実な課題である。学校外の教育事業の成果は短期間で可視化しづらく、障害のある者や不登校等の者の学習ニーズの把握は十分ではない。音楽やスポーツ等を安価で気軽に、また専門的に行える常設の施設や「憧れ」をもてる環境づくりが求められる。

第三は、芸術文化活動の現代化・多様化への理解の必要である。学校の教育課程で扱う種類の活動の他、情報技術を活用した複合的な表現形態や他者との交流が広がっており、音楽、スポーツを行い、映像、物品等の制作ができる常設の施設と、博物館等の専門機関、関係者等の情報提供は必要である。同時に活動を育む土壌として、一見すると無目的で緩やかな居場所も必要である。あらゆる青少年が芸術文化に触れ、専門的な活動の窓口にもなり得る、内容・成果指標が過度に特化されない施設・事業に関する明文化が待たれる。

本研究の実施に関しご協力をいただいた皆さまには、改めてお礼を申し上げたい。二年目となる次年度は研究成果が示せるよう、文書での総括に取り組む所存である。

## 注・参考文献

- 1) 本研究の課題認識は次にまとめた。梨本加菜(2019)「青少年の文化活動に関する考察」『鎌倉女子大学紀要』第26巻、15-27頁
- 2) 横浜市の社会教育関連行政の特質は次を参照。吉見江利(2018)「市民活動と生涯学習を支援する職員研修を共同で行う意味」学びあうコミュニティを培う運営委員会編集・発行『学びあうコミュニティを培う:実践記録集』59-68頁